



アカウンタビリティが開かれるとき：一関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性（〈特集〉社会と環境の会計学）

中澤，優介
尻無濱，芳崇
北田，皓嗣

(Citation)

国民経済雑誌, 210(1):101-119

(Issue Date)

2014-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008989>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008989>



アカウンタビリティが開かれるとき

——一関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性——

中	澤	優	介
尻	無	濱	芳
北	田	皓	嗣

国民経済雑誌 第210巻 第1号 抜刷

平成26年7月

アカウンタビリティが開かれるとき

——一関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性——

中 澤 優 介
尻 無 濱 芳 崇
北 田 皓 嗣

パブリックセクターにおいては、会計によるアカウンタビリティの追求が行われてきた。しかし、近年パブリックセクターのガバナンスの在り方が再考の時期を迎えており、組織のネットワークを単位としたガバナンス機構が志向されつつある。本論文では、このような組織のネットワークを単位としたガバナンスの在り方を志向するなかでアカウンタビリティはどのような在り方を示すのかということを実践的な観点から考察する。考察は、岩手県にある一関市国保藤沢病院によって行われているナイトスクールという対話活動の事例に基づいて行う。その結果、会計数値や非財務指標などを用いて履行されるアカウンタビリティでは、アカウンタビリティの履行はその責任や対象が限定的なものに固定化されていたが、組織のネットワークを単位としたガバナンスを志向し対話活動を実施していくなかで、アカウンタビリティが「開かれた」ということを示す。

キーワード アカウンタビリティ, ニュー・パブリック・ガバナンス, 対話, ネットワーク

1 はじめに

1980年代半ば以降に生じたニュー・パブリック・マネジメント (NPM) の動向においては、パブリックセクターにおける会計の変革が中心であった (Hood, 1995)。NPM の核心とは「民間企業における経営理念・手法、さらには成功事例などを可能なかぎり行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化・活性化を図ること」(大住, 1999, 1 頁)であり、この効率を定量的に測定し管理するためのツールとして会計が担う役割は、NPM の動向のもと、パブリックセクターにおいてますます重要なものとなっている。さらに NPM での「結果による管理 (Management by Results)」という考え方に伴って、パブリックセクターでは成果や業績を行政や国民に対して説明する責任、すなわちアカウンタビリティ、が重要なものとなり、このアカウンタビリティ履行のツールとしても会計は中心的な役割を担うに至っている。この NPM の動向は我が国にも大きな影響を与えており、我が国のパブリックセク

ターにおいても会計が重要な役割を担ってきている。

しかし、*Critical Perspectives on Accounting* 誌において2013年に“Public Sector Governance and Accountability”と題して特集号が組まれているように、会計学の領域においてもNPMに基づいたガバナンスの在り方は再考の時期を迎えているといえる。そして、Almquist *et al.* (2013)でも主張されているように、このNPMの考えに代替するものとして、ニュー・パブリック・ガバナンス(NPG)が提案されている。NPGではNPMにおいて志向されたような効率や有効性といった民間企業的価値観ではなく組織間の連携のような公共的な価値観が重視され、またガバナンスの捉え方としても個々の組織を基本にするのではなく、様々な組織のネットワークを単位としてガバナンスを捉えるものである(Almquist *et al.*, 2013)。実際、我が国の医療・介護の領域においても、厚生労働省が「地域包括ケアシステム」を推進している。これは医療や介護、介護予防といったことを個別に提供するのではなくこれらを一体的に提供することを目指したものであり、組織のネットワークを単位としたガバナンスの在り方が想定されている。

パブリックセクターにおけるガバナンスの在り方として、NPGに基づいたものが志向されているのであれば、効率化などの企業経営の考え方や併せてNPMを通じてパブリックセクターに導入されてきた会計やそれに付随してきたアカウンタビリティの在り方も変容していくと考えられる。これまでも個々の組織や個人を超えたネットワークを通じて社会的な課題を解消しようとする実践はそれほど珍しいものではなかった。しかし、NPMに代表される民営化や市場原理の導入を経たパブリックセクターにおいて、ネットワークを前提とするガバナンス機構のなかで、アカウンタビリティがどのような在り方を示すのかという研究はまだまだ萌芽期にある。

したがって本論文では、組織のネットワークを単位としたガバナンスの在り方を志向するなかでアカウンタビリティはどのような在り方を示すのかということを実践的な観点から考察する。考察は、岩手県にある一関市国保藤沢病院(以下、藤沢病院)によって行われている「ナイトスクール」という地域住民と病院との対話活動の事例に基づいて行う。この事例では、藤沢病院が中核となって実施される地域包括ケアのもと、藤沢病院が負う責任が拡大し、それによって藤沢病院が包含されるアカウンタビリティ関係に変化が生じ、藤沢病院ではこの責任を果たすために、「ナイトスクール」が実施されていた。このナイトスクールの実施によるアカウンタビリティの履行によって、藤沢病院が果たすアカウンタビリティはその責任や責任内容を限定的に画定してしまうことのない、より望ましいアカウンタビリティの形態となった。そして、このアカウンタビリティの変化の結果、説明する側としての病院と説明される側としての地域住民という新たな関係性がもたらされ、さらにナイトスクールが継続的に実施されるなかで病院に対して積極的に協力していくという、地域住民が担う役

割の複数性が生じた。

本論文の構成は以下の通りである。

第2節では、NPMの動向のもとで中心的な役割を担ってきた会計によるアカウンタビリティの履行の問題点を先行研究も踏まえて明らかにする。第3節では本論文で行った事例研究に関して、事例となった藤沢病院やナイトスクール、研究方法などの概要を述べる。第4節では藤沢病院が実施したナイトスクールに関して、その背景や実施されるに至った経緯、具体的なナイトスクールの内容、そしてナイトスクールの実施によってもたらされた影響に関して、文献やインタビュー調査によって得られた情報をもとに詳述する。第5節では、事例をもとに組織のネットワークを単位としたガバナンスを志向するなかでの、アカウンタビリティの在り方について考察を行う。最後の節では、本論文の総括と今後の研究展開の可能性について示す。

2 アカウンタビリティ・レジームの過度の固定化：

会計によるアカウンタビリティの履行

本節では、会計によって履行されるアカウンタビリティにおいて生じる問題を考えるにあたって、「アカウンタビリティ・レジーム (accountability regime)」という考えを導入し、その固定化に焦点を当てる。「アカウンタビリティ・レジーム」という言葉自体は、Weisband and Ebrahim (2007) や English (2013) でも用いられているが、そこでは漠然とした範囲でのアカウンタビリティの在り方を示すものでしかない。しかし本論文での「アカウンタビリティ・レジーム」は、アカウンタビリティの在り方に関するより限定した範囲のことを指している。ここでいう「アカウンタビリティ・レジーム」とはアカウンタビリティの履行に関する3つの要素が特定の状態で結びついた在り方のことを指す。3つの要素とは、①アカウンタビリティを履行する側、②アカウンタビリティを履行される側、③アカウンタビリティを履行する側が履行される側に対して負った責任を果たすために用いる手段、である。アカウンタビリティは、この3つの要素が特定の状態で結びつき、その関係が固定化されることで履行されるのである。

NPMを経た後にNPGといった新たなガバナンスの在り方が志向されているということは、NPMに基づいたガバナンスに少なからず問題があったということの証左でもあろう。先にも示したように、NPMの動向のもと会計によって履行されるアカウンタビリティは効率や有効性といったものに焦点が当てられている。これは、効率や有効性といったものに対する行政や国民の要求が高まったためにこのようなアカウンタビリティの履行が要求されるのだと一般的には理解される。しかしここで、Hopwood and Miller (Eds.) (1994) で探究されているような、会計が組織や社会を構築するという側面に着目するのであれば、会計とい

う手段をアカウントビリティの履行において用いるからこそ、会計という計算システムによって測定可能な効率や有効性といった側面しか責任を果たすことが要求されない、ということも考えられる。このような考えに基づけば、会計という手段によるアカウントビリティの履行においては、その履行手段が決定したことによって、果たされるべき責任が画定され、それによってその責任が果たされる対象も限定的に画定されてしまうといえる。ここにアカウントビリティ・レジームが固定化することの問題が潜んでいるのである。

パブリックセクターによって提供されるサービスとは、必ずしも効率を優先して行えるものばかりではなく、その効果を定量的に測定・評価することが困難なサービスも含まれる。またサービスの受益者とそのサービスを行うための費用の負担者が異なるということも多い。ゆえに、本来的に効率や有効性といった面だけでは評価できない・評価し難い部分がパブリックセクターによって提供されるサービスには多々あり、特に採算がとれないために民間企業が進出しないところに進出しサービスを提供するという側面もある。このような点に着目すると、効率や有効性といった側面に対する責任のみを重視するアカウントビリティ・レジームが固定したアカウントビリティの履行では、本来パブリックセクターが果たすべきサービスの受益者に対する責任や、パブリックセクターが行政や国民に負っている効率や有効性とは異なる部分での責任というものがアカウントビリティ・レジームの枠外に置かれ、ないがしろにされるということが生じてしまうのである。

昨今ではアカウントビリティの履行に対する要求が高まっているが、この要求の高まりは突き詰めれば透明性・可視性に対する要求の高まりと言い換えることもできよう。中澤(2012)でも言及しているように、この透明性・可視性に対する要求とは、全てを捕捉・コントロールし管理することが可能であるとする「詳細な統制」(O'Neill, 2002)という考えが前提となる。この「詳細な統制」は言うまでもなく達成し得ない幻想であるにもかかわらず、この前提のもとでアカウントビリティの履行が要求されるために、その要求は過剰なものとなってしまう。会計は物事を数値化することによって可視化し透明性を付与するという能力を持ち、透明性は代表的には会計によってもたらされ(Roberts, 2009)、この会計とは「我々にとって一見避けがたく議論の余地がない我々自身や自分たちの活動のイメージを提供する」(Roberts, 1991, p. 359) ためにそこで示された数値が絶対的なものとして認識され、アカウントビリティの履行手段としても支配的なものとなる。そしてこの絶対的なイメージをもたらす会計によるアカウントビリティの履行の要求が、「詳細な統制」という前提のもとで過剰なものとなってしまう。しかし、このようなアカウントビリティの履行の要求に応えることは本来の業務とは関係が薄く、パブリックセクターではそれが一層顕著である。したがって、パブリックセクターにおいては、アカウントビリティの要求が高まるにつれて、アカウントビリティ履行のための報告書や記録の作成に時間が奪われ、結果として本来果たすべき

職務が十全に遂行できなくなるという事態が生じるのである (O'Neill, 2002)。そして O'Neill (2002) では「我々は業績指標や絶対的な透明性による非常に困難なマイクロ・マネジメントについて、ほとんど幻想を抱かないようにする必要がある」(p. 59) とされ、このようなアカウンタビリティの過剰ともいえる要求によって本来果たすべき業務が妨害されないためには、インテリジェントなアカウンタビリティ (intelligent accountability) が必要であると主張される (p. 58)。

この O'Neill (2002) で求められたインテリジェントなアカウンタビリティに関して、具体的な概念として示されたものが Roberts (2009) において提唱された intelligent accountability の概念である。¹⁾ この概念は、Butler (2005) において示された、自分のことは自分自身ですら十全には理解し得ないという「不透明な自己」を起点とし、そこから導き出される自己に対する「謙虚さ」と他者に対する「寛大さ」という倫理を説明主体の倫理基盤とした概念である。この概念においては、具体的なアカウンタビリティ履行の手段として「傾聴したり質問したり会話したりという活動的な探究 (enquiry)」(Roberts, 2009, p. 966) といった対面的コミュニケーションが志向されており、会計という手段によるアカウンタビリティの履行ではない、別の手段によるアカウンタビリティの履行が志向されている。²⁾

会計学領域においては、Roberts (2009) 以外にも、会計以外の手段によるアカウンタビリティの履行を志向したアカウンタビリティ研究が行われてきている (Roberts, 1991; Boland and Schultze, 1996; Roberts, 1996; Shearer, 2002; Messner, 2009; McKernan and McPhail, 2012 など)。このような研究は、Roberts (2009) も含め、主に哲学・社会学的パースペクティブに依拠して行われたものであり、それらは「他者」に対する責任や「自己」の構築のされ方といった観点からアカウンタビリティを議論したものである。³⁾ Shearer (2002) では社会会計という既存の会計を拡張した計算システムの可能性を志向しているものの、Roberts (1991) では会話 (talk), Boland and Schultze (1996) では叙述 (narration) に基づいた情報、Roberts (1996) では「対話 (dialogue)」⁴⁾ といった計算に依拠しない情報に基づいたアカウンタビリティの履行が志向されている。また、このような研究においては会計数値がコンテキストを十全に捕捉せず (Roberts and Scapens, 1985), スナップショット的にある瞬間だけを切り取ったものに過ぎない (Roberts, 2009) という点に対する批判もなされており、また McKernan and McPhail (2012) においても、「計算 (calculatively) に支配されたアカウンタビリティの普及した状況に対する対抗の実践」(p. 177) として Kamuf (2007) が提唱した counterability の概念が位置付けられている。⁵⁾ このような批判は、会計によって算出される財務数値だけでなく、その他の計算システムによって得られる非財務指標などの定量的な情報に対しても拡張できる。したがって先行研究を踏まえれば、アカウンタビリティの履行手段として定量的な情報をもたらす計算に依拠した手段ではなく、時間を超えて包括的に

コンテキストを捕捉できるナラティブな情報を提供する手段によるアカウントビリティの履行が志向されているといえる。⁶⁾

しかしここで重要なことは、増子（2013）でも指摘されているように、アカウントビリティの履行においては、会計以外の手段においても、それが画一的な履行手段によってアカウントビリティが履行されるとき、そこで果たされる責任はアカウントビリティの履行に先立って限定的に画定されてしまう可能性がある、ということである。つまり、ナラティブな情報や対話といった計算システムに依拠しない手段をアカウントビリティの履行手段として想定したとしても、それが画一的な手段として制度化・ルール化され固定的に使用されてしまうと、会計という画一的な手段でのアカウントビリティの履行のようにアカウントビリティ・レジームの固定化が生じてしまうのである。そして、このような制度化・ルール化によるアカウントビリティ・レジームの固定化は、その固定化が過度なものとなり、ここにアカウントビリティ・レジームの固定化に関する最大の問題が存在する。つまり、アカウントビリティを履行するには、アカウントビリティ・レジームは固定化する必要があるが、過度の固定化はそのレジームの可変性を失わせるために、そこにはレジームの枠外に位置付けられる人々や責任といったものが考慮されなくなってしまう。さらに、会計などの計算システムによるアカウントビリティの履行の追求のように、レジームのなかでのアカウントビリティの要求が過剰なものとなり、アカウントビリティの履行が目的化してしまうということが生じてしまうのである。したがって、アカウントビリティ・レジームを過度に固定することなく、そのレジームの外側に位置付けられる人や責任も考慮される別のレジームを形成する可能性を残したアカウントビリティの形態を志向するには、先に示したアカウントビリティ・レジームの3つの要素の結びつき方が可変的で、レジームが変化する可能性が常に残されたアカウントビリティの形態が求められる。この点において、アカウントビリティ・レジームの変化の可能性が常に残されるということは、アカウントビリティが過度に固定的で閉鎖的なものとなるのではなく、常にそのアカウントビリティ・レジームの外側の人々や責任に対して「開かれた」ものになっているということでもある。つまり、このようなアカウントビリティの形態は、アカウントビリティの「開かれ」を志向したものでもあるといえる。

NPMのもとでは効率や有効性が求められた結果、会計を中心的な手段として履行されるアカウントビリティが追求されてきたが、このような会計をはじめとする計算システムによるアカウントビリティの履行は「アカウントビリティ・レジーム」の過度の固定化をもたらしてきた。この「アカウントビリティ・レジーム」に可変性をもたらすには、アカウントビリティを「開く」ことが求められるのである。

3 研究の方法

本節では、本論文で事例として取り上げる藤沢病院やナイトスクールの概要および、研究の方法について示す。パブリックセクターにおいて、特に過疎地域での医療を担う病院では、安定的な経営のためにも患者として病院を利用する地域住民の理解と協力は必要不可欠なものとなる。この点において、理解と協力を得るためにどのように地域住民に対して対話や説明をしていくのかということが重要になってくるが、藤沢病院では地域住民に病院経営に対して関心を持ってもらうための取り組みとしてナイトスクールという対話活動が行われていた。前節での議論より、ナラティブな情報によるアカウンタビリティの履行は、それがルールや制度のもと実施されない限りにおいて、アカウンタビリティ・レジームの過度の固定化を緩和し、アカウンタビリティを「開く」方向に作用すると考えられる。したがって、対話を通じてアカウンタビリティ・レジームの過度の固定化が緩和されることの可能性、すなわちアカウンタビリティの「開かれ」の可能性が、ナイトスクールの事例を通じて実践的な観点から考察できると考える。また、地域住民との積極的な対話や説明の活動を実施している病院は少なく、以上より本論文では、藤沢病院で実施されているナイトスクールの事例を取り上げる。

藤沢病院は1993年7月に開業された病院であり、現在、常勤医師6名、非常勤医師6名が勤めている⁷⁾。藤沢病院には介護老人保健施設「老健ふじさわ」や特別養護老人ホーム「光栄荘」といった様々な施設が隣接しており、これらの施設と藤沢病院が連携し合うことによって、保健・医療・福祉を一体的に提供するという地域包括ケアを実践している（北海道開発協会，2005，25頁）。また、外来診療は総合診療方式を採用しており、在宅医療の推進や健康増進外来の開設も行っている。

この藤沢病院が地域住民との対話活動の一環として行っているのがナイトスクールである。ナイトスクールは、19時～21時までの時間で年に一回ずつ秋に10カ所の地域医療センターにおいて開催されている。大本（2010）によるとその具体的な内容は、①近年の政府・県などの医療行政の状況を説明、②藤沢病院が実践している医療行為や財政的状況の説明および病院が直面している課題の率直な説明、③住民に対して病院に理解と協力を求めるメッセージを病院長が投げかける、という3つに大別できる（182頁）。また、ナイトスクールにおいては、病院長からの説明の後、病院側と地域住民との間での意見交換が行われる。

次節ではこのナイトスクールがどのような背景や契機のもとで実施され、具体的にどのようなことがナイトスクールで議論されているのか、そしてナイトスクールが実施された結果、地域住民にどのような影響が生じたのかということを詳述する。なお、ここで示される情報は論文や文献などからの情報および、我々が実施したインタビュー調査からの情報に基づく。

インタビューは2014年1月17日に計3回実施した。藤沢病院の院長で病院事業管理者でもある佐藤元美氏（以下、佐藤院長）および一関市病院事業事務局長である吉田浩和氏への藤沢病院でのインタビュー、さらにその後の佐藤院長に対するインフォーマルな形でのインタビュー、そして「藤沢病院を支える会」のメンバーである佐藤静雄氏に対するインタビューの3回である。⁸⁾

4 事例 —ナイトスクール—

4.1 ナイトスクール実施の背景と契機

ナイトスクールが実施に至った背景には、藤沢病院の所在地である一関市藤沢地区（以下、旧藤沢町）という地域特有の歴史的コンテキストおよび藤沢病院が志向する地域包括ケアが重要な影響を与えているといえる。したがってここでは、最初にこの藤沢病院が開業するまでの歴史的背景および藤沢病院における地域包括ケアの取り組みについて説明する。そのうち、ナイトスクール実施の契機として、藤沢病院における「無診療投薬」の問題について説明する。⁹⁾

旧藤沢町に藤沢病院が設立されるまでの経緯に関しては、大久保（1998）に詳しい。旧藤沢町には、1951年に県立病院（県立藤沢病院）が設立されたが、僻地ということもありこの病院は慢性的な医師不足に悩まされ、1967年に藤沢病院は隣接町にある千厩病院に統合され、旧藤沢町には診療所が設置された。その後、1982年に国保藤沢診療所と特別養護老人ホームが開設されたのを機に、1978年に設置された保健センターを統合し、「福祉医療センター」が設置された。さらにその後、1989年に佐藤守町長（当時）が、町民の半分为町外の医療機関で息を引き取るという当時の状況を認識し、このことが契機となって町立病院建設を決意した。県側からの激しい抵抗があったものの佐藤守町長の粘り強い交渉によって、1991年9月末、藤沢病院建設の正式な許可が下り、1993年7月20日に藤沢病院は開業された（大久保、1998、130-141頁）。

このような歴史のなかで、1982年に設置された福祉医療センターは佐藤守町長の発案で設置されたものであり、この施設は高齢化社会を見越した保健・医療・福祉の一元化体制、すなわち地域包括ケアの拠点と位置付けられた。そして現在では藤沢病院が地域包括ケアの中核を担っている。藤沢病院を中核として地域包括ケアを志向することについて、佐藤院長は以下のように述べている。

「大きく言うと、医療の前後というのを整えないと医療の価値を高めることは難しいのです。前後の前というのは、予防したり早期発見したりということです。前後の後というのは、病気は治ったけれどまだ残っている障害とか不便とか不安といったものをしっかりと支える。介護とか地域とか家族といったものがないと、どんなに能力があって難しい病気を治してあげても治したことを受け

たその後のその人の幸福はないのです。」(佐藤院長)

「単独で医療をしていると、例えば車で言うと、ここまで車体の組み立てが終わったから、後は販売店のチャンネルでお願いしますという感じの退院の形になってしまっていて、その先のことは見えな
ないのです。だけど、僕らのときはその先の施設や在宅の療養も基本的に僕らの視野のなかにあります。」(佐藤院長)

このように、医療の前段階の予防と、医療の後段階の介護などのケアを医療が中継点となって繋げることが医療の価値を高め、ひいては患者の幸福に結びつくと佐藤院長は考えている。そしてこのような考えのもと医療を行うことは、医療の前後の段階にまで視野を広げて医療行為を行うということであり、これは医師や病院が負う責任や説明する範囲といったものを病院単体での医療という範囲を超えて拡大させる。

次に、ナイトスクール実施の契機に関しては、無診療投薬の問題が藤沢病院で生じたことがナイトスクール実施の代表的な契機であるということが示されている(大本, 2010; 佐藤, 2013a; 2013b; インタビュー調査)。佐藤(2013b)によると、藤沢病院開設当初、町は熱気に包まれたが、1~2年経つと、無診療投薬の要求と長い待ち時間へのクレームが病院だけでなく町中に溢れていった。無診療投薬は危険な医療であるだけでなく病院にとっては収入にならず、このような行為が罷り通れば病院は赤字の連続になるという観点から、佐藤院長は無診療投薬を認めないという方針を貫いたが、それに対して町民の反感は高まった(佐藤, 2013b, 10頁)。佐藤(2013a)によると、佐藤院長自身は、住民、行政、政治との対立を回避しながら、医療の質を維持し続けることができれば病院の存続が可能であると考えていた。しかしこの無診療投薬を巡る町民からのクレームは、病院だけでなく町役場にも集中的に寄せられ、町議会にも問題として取り上げられるようになった。つまり、病院開設から1年で、医療と住民、行政、政治との対立という病院の存続に関わる危機に直面したのである。

このような事態を打破すべく、佐藤院長は病院が置かれている状況や無診療投薬がどのように違法で危険であるのかということを直接地域住民に説明すべく、対話の場としてナイトスクールが開催されるに至ったのである(佐藤, 2013a, 10頁)。

4.2 ナイトスクールでの議論の内容

大本(2010)は2008年9月3日に黄海地区公民館で実施されたナイトスクールについてその内容を詳述している。また、ナイトスクールで議論される具体的な内容は、先に示したように①行政施策の状況や影響を説明、②藤沢病院が実践している医療行為や病院経営に関する状況および課題の率直的な説明、③地域住民に対する病院への理解と協力の要請、という3つに分類することができるが、ナイトスクールでは地域住民に対するこれらの説明の仕方や理解と協力の要請に関して工夫がなされているといえる。

例えば、上記分類の①に関して、2014年4月以降の消費税増税が実際にどのように病院経営に影響するのかということは患者でもある地域住民からは実感しづらい。したがって、このような増税が病院経営にどのような影響をもたらすのかということがナイトスクールにおいて語られる。

「例えば消費税が今度5%から8%になるというと、結果的には患者さんの窓口負担には転嫁できないので、薬品や仕入れた分は課税で上がります。そうすると経費だけがかさんで、上がる分が関わらないとなると、どこの病院でもそうですが、特にこういう中山間の病院ではお手上げになります。ですから、そういったのを地域のナイトスクールで、〇月から院外処方になり、経営にも影響が出るということを言って、平成23年10月から院外処方に変えました。」(吉田浩和氏)

このように、行政の施策の変化がどのように病院経営に影響するのかということが地域住民に対して説明されており、この消費税増税の場合であれば薬の院外処方への変更という形で患者から具体的な協力を得ている。

また、②に関しても、例えば藤沢病院が実施している患者用の無料バスでの送迎について、地域住民側の正しい理解を促進するということも行われている。

「……病院で無料の送迎バスを出しているのですが、それも町や市がやっているものだと思っている人がほとんどです。簡単に言うと、病院がお客さんを増やすために、市にねだって出してもらっているものという理解の人も出てしまいます。それはきちんと病院が、補助制度があるので国からの補助金を使って、しかし現実的にはかなりの持ち出しで、病院が患者サービスの一環でやっているものだということを説明しないと……(中略)……そういう話というのはなかなか特別な質問でもないかぎり、国保の協議会や議会では出てこないのです。それはたくさんある諸表のなかのごく一部にバスの委託費がどこかに入っているというだけなので、そういった説明をしていくということも大事です。」(佐藤院長)

このように、会計情報としては委託費というような費用項目の一部に落とし込まれるに過ぎないものを、その背景にあるコンテキストも含めて地域住民に説明し、病院経営についての正しい理解の促進に努めているといえる。

さらに、未収金の問題のように、通常は一般には公開しないような情報に関しても、その問題が、病院が直面している課題に関するものであればそれを公開し、その課題について地域住民と対話するということが行われる。

「例えば、未収金ってありますよね。入院して300万円かかったとします。それを払わない、その人は国税も払わない、住民税も払わない、国保税も払わない……(中略)……そうすると、町の人、住民とか、患者さんはどう思うかというと、税金でやっている病院だから、どこかが補填してくれ

るから……（中略）……払わなくてもいいのではないかと考える人が出てきてしまいます。しかし、地域に行って説明して、「実は病院が全部被るのであって誰も補填してくれない。病院で100万円の利益を出すためには、収入を1億円ほど増やさないと出るものではない。利益率というのはすごく低い」ということを説明すると、ある程度伝わっていくというのがあります。そうでないと、モラルの問題から言ってもよく分かっていないのです。」（佐藤院長）

以上のように、ナイトスクールにおいては、藤沢病院の経営の状況を住民に理解してもらうために、具体的にどのように病院経営に結びつくのかが分かり難い事象について、そのような状況の変化や行政の施策が病院経営にどのように影響を及ぼすのかということを説明している。また、病院が実施していることや直面している具体的な問題に関しては、そのような行為や問題に関する地域住民の誤った認識を訂正することを通じて、藤沢病院の経営状態に対する正しい理解が促進されていた。この際、会計的な数値をその背景にあるコンテキストや根拠といったものまで説明するというも行われていた。そして、このような病院経営に関する内容を説明し、地域住民にその状況を理解してもらってこそ、地域住民に対して協力を要請することができるのであり、その結果が、無診療投薬を実施しないということや、薬の院外処方の実施といったことであるといえる。

4.3 ナイトスクール実施の影響と藤沢病院を支える会

このようなナイトスクールの実施の結果、どのような影響が得られたかということに関しては、ナイトスクールの実施によって、無診療投薬に対する要求や待ち時間の長さに対するクレームはほとんど無くなったということ、そして寄付が増加したということが示されていた（佐藤，2013a；2013b）。またそれ以外にも、夜間診療のかかり方が改善したということや、患者のモラル向上の一助となったこと、そして地域住民が病院経営に関心を寄せるようになったことなどが示されていた。¹⁰⁾このように、ナイトスクールを実施することによって、病院経営や藤沢病院の置かれている状況を地域住民がよりよく理解し、病院側に対して協力的な姿勢をとるようになったといえる。

このような状況のなかでさらに、2009年4月に「藤沢病院を支える会」（以下、支える会）が藤沢地域の住民有志によって結成された。この支える会は、藤沢病院へ赴任してくる医師の歓迎会の開催やその家族のサポートといった赴任してきた医師が藤沢病院で長く働けるような環境づくりの手助けなどを主たる活動としている。しかしそれだけではなく、ナイトスクールにおいて議論を活発化させるという役割も担っている。我々が実施したインタビュー調査においても、ナイトスクールの実施においては、意見交換の際に意見が全く出ないということや、藤沢病院の現状を絶賛するような紋切型の意見が出ると、本当に意見のある人が質問し難くなるため、うまく対話を促進することが重要であるということが佐藤院長から述

べられたが、まさにこの対話を促進する役目を支える会のメンバーが担っているのである。

「院長をはじめ、病院の先生方、地域の人たちの意見交換なりの場に入って、そして、ある程度質問をする。なかなか質問するということは、庶民から出てくるというのは大変だけれども、[質問が] 少なくなってきたときに、「静雄さん、何かないですか？」と吉田事務局長から振られたりもするけれども……（中略）……我々はそういういろいろな問題や情報をたくさん持っているから、今度は住民サイドの問いも、「先生、こういう問題があるのだけれども」と言って、逆に庶民に教えてほしいようなことを聞き出して、分かりやすく説明してもらったりということも役目だと思っている。」（佐藤静雄氏、括弧内は筆者らの挿入）

ナイトスクールを実施することによって、地域住民の病院経営に対する理解が深まり、また協力的な姿勢が具体的に見られるようになった。また、この協力的な姿勢という点に関しては、地域の住民有志によって結成された支える会が、藤沢病院に赴任してきた医師が長く勤められるようなサポートをするほか、ナイトスクールにおいても病院側と地域住民との対話が促進されるように情報提供や質問を行うなど、藤沢病院が継続的に経営していくための積極的なサポートを行っていた。

5 ディスカッション —よりインテリジェントなアカウンタビリティへ—

前節では藤沢病院によって実施されている、地域住民との対話活動であるナイトスクールについてその背景や契機、議論される内容、影響について詳述した。本節ではこの事例をもとに、組織のネットワークを単位としたガバナンス機構のもとでのアカウンタビリティの在り方について考察する。

藤沢病院では、藤沢病院を中核とする地域包括ケアが志向されていた。このような地域包括ケアの実施によって、病院やそこで働く医師は、医療の前後にまで視野を広げることになり、患者や地域住民に対して負う責任や説明の範囲が拡大する。病院単体で運営されている場合には、行政が一番のプリンシパルとなり、患者や地域住民に負う責任や果たすべきアカウンタビリティは、相対的に優先順位の低いものとなる。実際、インタビュー調査で佐藤院長が述べていたように、藤沢病院の場合では国民健康保険運営協議会¹¹⁾で病院経営の状態に関して会計情報を中心とした報告を行うということが従来型の第一義的なアカウンタビリティの履行であった。行政に対しては報告書の形式やそこに記載される必要のある情報などが定められており、アカウンタビリティ履行の手段が制度として固定されてしまっているため、このアカウンタビリティの履行は過度に固定的なアカウンタビリティ・レジームのもと行われるものであるといえる。しかし、予防や介護といった医療の前後にまで責任の範囲を拡大したとき、このような固定的なアカウンタビリティ・レジームの外側にいる患者や地域住民

に対してのこれまで認識されてこなかったアカウンタビリティを果たす必要性が認識されるようになったのである。

また、過度に固定的なアカウンタビリティ・レジームの外側にいる患者や地域住民に対して十分な説明がなされないことによって、無診療投薬などの問題に関してクレームが発生した。それがやがてプリンシパルである行政側にも影響を及ぼしかねないほど大きなものになり、このことが契機となって、患者でもある地域住民に対して説明を果たす手段としてのナイトスクールが実施されるようになり、既存の固定的なアカウンタビリティ・レジームに変化が生じた。つまり、行政に対する会計情報を中心とした報告書等による画一的な手段によるアカウンタビリティの履行という過度に固定的なアカウンタビリティ・レジームに加えて、地域住民をアカウンタビリティが履行される側と規定する新たなアカウンタビリティ・レジームが生まれたのである。

また、ナイトスクールでは対話形式によって地域住民との議論が行われるが、このような対話においては住民側からの質問も受け、それに対して返答を行うため、質問事項は病院側の想定範囲を超えたものも含まれる。つまり、ナイトスクールにおけるアカウンタビリティの履行は、その履行の手段が質問の内容に基づいて対応されるために常に変化する可能性があるものであり、この点においてアカウンタビリティ・レジームは常に可変性を持っているといえるのである。

このように、ナイトスクールの実施によるアカウンタビリティの履行によって、これまでにはアカウンタビリティ・レジームの枠外に位置付けられていた患者や地域住民に対する新たなアカウンタビリティ・レジームが生じることで、アカウンタビリティがより「開かれた」状態になったということがいえる。それでは、この「開かれた」アカウンタビリティの形態とはどのようなものなのであろうか？以下ではこの点について、Roberts (2009) において提唱された *intelligent accountability* の概念をもとに考察する。

Roberts (2009) で提唱された *intelligent accountability* の概念は、「既に形成された主体によって行われた単なる説明ではなく、説明を行うことができる主体を作り出す状況こそがアカウンタビリティだと言うことができる」(Roberts, 2009, p. 959) という考えのもと、この概念を解題した中澤 (2012) においても示したように、そこでは果たすべき責任というものが他者との関係性のなかで構築されるというスタンスに基づく。この点に関して、ナイトスクールの事例においても、藤沢病院が地域包括ケアを志向し自らの責任を拡大するなかで、患者や地域住民との関係性において説明主体としての病院が新たに形成され、この主体が果たすべき説明責任がナイトスクールを通じて履行されたと解釈することも可能である。

また、ナイトスクールの実施では地域住民に藤沢病院の経営状態の正しい理解を促進するということが志向されたが、これは無料送迎バスの例でもあったように、会計数値の背後に

存在するコンテキストも説明するということも含まれていた。この点に関して、ナイトスクールでの説明の在り方は、スナップショット的に瞬間の状態を切り取るに過ぎない会計数値に対する疑義に基づいているといえ、ここに計算によって履行されるアカウントビリティではなくナラティブな情報によって履行されるアカウントビリティが志向されているとも考えられる。また、先にも示したように会計によって履行されるアカウントビリティは「詳細な統制」という考えを前提にした透明性の追求に基づいたものであり、このような前提に基づいたアカウントビリティの要求は過剰なものとなる。そして O'Neill (2002) では、パブリックセクターにおいてこのアカウントビリティの過剰な要求によって本来の業務の遂行が妨害されないためには、インテリジェントなアカウントビリティが必要であると主張されていた。したがって、ナイトスクールにおいて病院側から地域住民に履行されるアカウントビリティは、会計という履行手段に依拠し切っていないという点で詳細な統制という幻想から脱却したアカウントビリティの形態であるとも解釈でき、ナイトスクールの実施によってアカウントビリティが「開かれた」とき、アカウントビリティの形態は、O'Neill (2002) や Roberts (2009) で示されたようなアカウントビリティのよりインテリジェントな形態となったといえるのである。

このように、アカウントビリティの在り方はナイトスクールの実施によってよりインテリジェントなものに変化したといえるが、この変化とは、病院と行政という既存のアカウントビリティ関係の他にも、病院と地域住民という新たなアカウントビリティ関係を生じさせるものであった。さらに、このナイトスクールが実施されていくなかで、ナイトスクールを通じて藤沢病院が置かれている状況やその経営状態についての理解が深まり、その結果として地域住民も、藤沢病院に対して協力を行うという単なるアカウントビリティを履行される側に留まらないアクターとなったのである。また、支える会はアカウントビリティを履行される側であった地域住民によって結成されたものであるが、藤沢病院に赴任してきた医師が長期で勤続できるためのサポート役やナイトスクールでの議論を活発化させる役割などを担っている。ここに、ナイトスクールの実施を契機とするアカウントビリティのよりインテリジェントな形態への変化によって、既存のアカウントビリティ関係に加えて別のアクターとのアカウントビリティ関係が生じるという形でのアクターの複数化と、同一のアクターにおいてもその担う役割に複数性が生じるという形での複数化が生じた、ということがいえるのである。

また、ナイトスクールが実施され、その結果としてアクターに複数性が生じるまでの流れにおいて、地域住民と藤沢病院との間に信頼関係が構築されたと仮定するならば、この藤沢病院の事例は次のように解釈することができよう。つまり、ナイトスクールが実施され、藤沢病院に対する地域住民の正しい理解が進み、病院側への信頼が地域住民のなかで生まれた

からこそ、当初は問題であった無診療投薬に関するクレームが激減し、また寄付の増加などの影響が現れた。そして、ナイトスクールの継続的な実施の結果、さらなる信頼関係が地域住民と藤沢病院の間で構築され、そのような関係性が前提として存在したからこそ、病院側は地域住民から様々な協力を得ることができたのであり、地域住民もアクターとして様々な役割を担うことを厭わなかった。O'Neill (2002) での議論に基づけば、信頼が毀損されているなかで「詳細な統制」に基づくアカウンタビリティに対する過剰な要求が高まってきたのであり、ナイトスクールを通じて信頼関係が構築されたのであれば、この信頼関係は、「詳細な統制」に基づくアカウンタビリティの過剰な追求を抑制し、アカウンタビリティが「開かれた」状態を維持するためには不可欠なものであるといえる。

6 お わ り に

本論文では、NPM の影響のもとパブリックセクターにおいて追求される会計によって履行されるアカウンタビリティの問題点として、アカウンタビリティ・レジームにおける過度の固定化に焦点を当て、藤沢病院で実施されているナイトスクールの事例をもとに、地域包括ケアシステムという組織のネットワークを単位としたガバンス機構を志向して履行されるアカウンタビリティは、その責任や説明範囲が拡大するなかでアカウンタビリティ・レジームに可変性が生じ、結果としてアカウンタビリティは「開かれた」ものになるということを示した。また、この事例で生じたレジームが可変的なアカウンタビリティの形態は、O'Neill (2002) や Roberts (2009) に基づいた、「詳細な統制」という考えから脱却したよりインテリジェントなアカウンタビリティの形態であるということを示した。さらに、このアカウンタビリティの形態においては、行政と病院との間の従来のプリンシパル－エージェント関係に加えて、説明する側としての病院と説明される側としての地域住民という新たなアカウンタビリティの関係性がもたらされ、さらにナイトスクールが継続的に実施されるなかで、藤沢病院を支える会のような単にアカウンタビリティを履行されるに留まらない地域住民が出現するといった、アクターの複数性が生じたということを示した。そして、これら一連の変化において、藤沢病院と地域住民との間で信頼関係が構築されてきたと仮定することで、この信頼関係の存在によって、アカウンタビリティの過剰な要求が抑制され、アカウンタビリティの「開かれた」状態が継続されたと考えられるということを示した。

本論文で示したアカウンタビリティの「開かれ」とは、先に示したような哲学・社会学的パースペクティブを用いた先行研究によって、理論研究の側面はそれなりの蓄積がなされている。しかし、このような研究は規範的色合いが強いため、依然として机上での議論に留まる可能性を拭い去れていない。したがって、このような規範的なアカウンタビリティの形態の可能性をアカウンタビリティの実践において見出したという点で、本論文は哲学・社会学

に依拠した学際的会計研究におけるアカウンタビリティ研究に対して貢献がある。今後のアカウンタビリティ研究においても、理論的な研究で示された規範的なアカウンタビリティの形態の可能性を、実践面において見出していくことが求められる。この際、本論文と同じく実践的側面からインテリジェントなアカウンタビリティの可能性を見出した English (2013) のように、NPG を鍵概念として研究を深化させていくことは、あるべき方向性の1つであると考ええる。

また、本論文での議論では、会計はアカウンタビリティ・レジームを閉鎖的に固定化するものであったが、我々が実施したインタビュー調査においては、無診療投薬の問題だけでなく、会計の存在もナイトスクールの実施に少なからず影響を与えたという示唆が得られた。つまり、会計（佐藤院長の会計知識の獲得）が契機¹²⁾となってナイトスクールが実施され、その結果アカウンタビリティが「開かれた」と考えられるのであり、このような観点からこの事例を捉えたと、國部 (2014a) において示された「閉じ」ていたものを「開き」そして「閉じる」という会計の役割とは異なり、会計がアカウンタビリティを「開いた」のちに、¹³⁾アクターの複数性を生じさせるという、会計の別の側面を示すことにもつながる。したがって、アカウンタビリティが「開かれる」ことに関して会計が果たす役割について、さらに研究を重ねていくことが必要であろう。

本論文で議論したアカウンタビリティの「開かれ」とは、アカウンタビリティ・レジームの過度の固定化を回避し、絶えずそのレジームが変化する可能性を残しておくというものであるが、実際にアカウンタビリティ・レジームを継続的に変化させていくことがいかに困難であるかということは、想像に難くないだろう。この点において、アカウンタビリティの「開かれた」形態とは、実践的な観点からすると達成不可能な理想に過ぎないと思われるかもしれない。しかし、たとえ一見達成不可能な理想であったとしても、理想像を規定しそれに向かって進むことによってこそ、アカウンタビリティはより「開かれた」ものになる可能性を獲得すると考える。つまり、このような理想的なアカウンタビリティを標榜することなくして、アカウンタビリティの「開かれ」への志向は成し得ないのである。

注

- 1) O'Neill (2002) での「インテリジェントなアカウンタビリティ」という言葉やそこでの「詳細な統制」に関する議論は、Roberts (2009) で提唱された intelligent accountability の概念の基礎を成している。O'Neill (2002) と Roberts (2009) との関係性については、中澤 (2012) を参照されたい。
- 2) Roberts (2009) の議論においては、会計によるアカウンタビリティの履行を完全に排除することを主張しているのではなく、対面的コミュニケーションがアカウンタビリティの主たる履行手段となり、会計はその履行手段を補完するべきだということを主張している。

- 3) 哲学的なパースペクティブからここで議論している「アカウントビリティ・レジームの固定化」を捉えたとき、J. デリダや E. レヴィナスといった哲学者が想定する「他者」への責任とは無限のものであり、この「無限の責任」を始点としてアカウントビリティを規範的に考えたとき、過度に固定的なアカウントビリティ・レジームのもと履行されるアカウントビリティはこの本来無限定であるはずの「他者」への責任といったものを制限するものとなるので、この点において会計のような画一的な手段によるアカウントビリティの履行は批判されるのである。なお、國部(2014b)では、既存の会計が経済計算技術として公共性を損なうとし、社会環境会計の学問的意義を、公共性を回復させる可能性があるという側面に見出しており、公共性のパースペクティブを社会環境会計の基礎理論であるアカウントビリティ理論に導入するならば、デリダによって主張されたような責任の無限性を前提とすることが必要であると主張している。
- 4) Roberts (1996) で主張される「対話」とは、単なる対話ではなく、「[「権力」を持つ人々の利害や前提に挑む「均一化 (levelling)」の社会的プロセス」(Roberts, 1996, p. 58) という、特定の概念としての「対話」である。
- 5) accountability の概念について、Kamuf (2007) は「アカウントビリティの抗し難い論理に対する抵抗としての対抗的制度」(p. 253) であるとしており、この抵抗を示すために “accountability” という言葉のなかに “counter” という言葉が入り込み、“ac-counter-ability” となっている。詳しくは、この概念の解題を行った増子 (2013) を参照されたい。
- 6) この点に関して中澤 (2014) では、「測定できない」ということが業績評価において個人にどのような影響を及ぼすのかということを、計算に依拠したアカウントビリティの形態 (カリキュレーション・アカウントビリティ) とナラティブな情報に依拠したアカウントビリティの形態 (ナラティブ・アカウントビリティ) という二分法的な捉え方のなかで考察している。
- 7) 2014年1月17日に実施したインタビュー調査時の情報に基づく。
- 8) このインタビューに先立って、筆者のうち一人は、2011年8月5日から7日にかけて、藤沢病院の地域医療セミナーに参加し、藤沢病院が実施しているナイトスクールがどのようなものであるのかについて理解を深めた。なお、地域医療セミナーは藤沢地域での医療の魅力や醍醐味といったものを参加者自らが体験し、全国に発信する場であり、過去に4回開催されている。2011年の地域医療セミナーでは、医療者との懇親会や訪問看護の現場見学、そして藤沢地域で毎年開催されている野焼き祭りへの参加といったことが行われ、藤沢病院の関係者との交流だけでなく、セミナーの参加者同士や地域住民との交流の場ともなっている。
- 9) 無診療投薬とは、医師の診断を受けずに投薬を受けることを指し、これは医師法違反に当たる。
- 10) インタビュー調査の際に配布された資料『住民との対話でつくる医療』(一関市病院事業事務局 吉田浩和氏作成) での記述に基づく。
- 11) 国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、国民健康保険法により、市町村に設置が義務付けられている附属機関のことである。
- 12) これはフィンランドの NPM の文脈で医療従事者によって管理会計技術が好んで採用された状況について分析した Kurunmäki (2004) での議論と呼応する。Kurunmäki (2004) では、フィンランドにおける医療専門職が1990年代の前半には会計知識を習得し「ハイブリッド化」された状態にあったということを主張しており、この状況を教育や制度という側面から考察するとともに、会計実践を医療に持ち込むことに抵抗を見せていたイギリスの事例との比較も行われている。こ

の点に関して、ナイトスクールの事例でも、佐藤院長が会計知識を習得することによって「ハイブリッド化」が生じたと解釈することも可能であろう。

- 13) 國部 (2014a) では、「個別の私的会計によって閉じられていた private company は、共通の会計制度を採用することによって、証券市場という経済空間の中へ、public company として開かれる」(4 頁) が、その一方で、private company において決算によって企業を締めたり、public company における情報開示の共通の制度を確立することで、「空間の境界が画定されるという意味」(5 頁) で証券市場という空間を閉じるという力も持つ、ということが主張されている。

参 考 文 献

- Almquist, R., Grossi, G., van Helden, G. J. and Reichard, C. (2013) "Public sector governance and accountability", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 24, No. 7-8, pp. 479-487.
- Boland, R. J. and Schultze, U. (1996) "Narrating accountability: Cognition and the production of the accountable self", in Munro, R. and Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, International Thompson, pp. 62-81.
- Butler, J. (2005) *Giving an Account of Oneself*, Fordham University Press [佐藤嘉幸・清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること』月曜社].
- English, L. (2013) "The impact of an independent inspectorate on penal governance, performance and accountability: Pressure points and conflict "in the pursuit of an ideal of perfection"", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 24, No. 7-8, pp. 532-549.
- Hood, C. (1995) "The "New Public Management" in the 1980s: Variations on a theme", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 2-3, pp. 93-109.
- Hopwood, A. G. and Miller, P. (Eds.) (1994) *Accounting as Social and Institutional Practice*, Cambridge University Press [岡野浩・國部克彦・柴健次監訳 (2003) 『社会・組織を構築する会計』中央経済社].
- Kamuf, P. (2007) "Accountability", *Textual Practice*, Vol. 21, No. 2, pp. 251-266.
- Kurunmäki, L. (2004) "A hybrid profession—the acquisition of management accounting expertise by medical professionals", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 29, No. 3-4, pp. 327-347.
- McKernan, J. F. and McPhail, K. (2012) "Editorial: Accountability and counterability", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 23, No. 3, pp. 177-182.
- Messner, M. (2009) "The limits of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 918-938.
- O'Neill, O. (2002) *A Question of Trust*, Cambridge University Press.
- Roberts, J. (1991) "The possibilities of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 4, pp. 355-68.
- Roberts, J. (1996) "From discipline to dialogue: Individualizing and socializing forms of accountability", in Munro, R. and Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, International Thompson, pp. 40-61.
- Roberts, J. (2009) "No one is perfect: The limits of transparency and an ethic for 'intelligent' accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 957-970.

- Roberts, J. and Scapens, R. (1985) “Accounting systems and systems of accountability—Understanding accounting practices in their organisational contexts”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 10, No. 4, pp. 443-456.
- Shearer, T. (2002) “Ethics and accountability: From the for-itself to the for-the-other”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, No. 6, pp. 541-573.
- Weisband, E. and Ebrahim, A. (2007) “Introduction: Forging global accountabilities”, in Ebrahim, A. and Weisband, E. (Eds.), *Global Accountabilities*, Cambridge University Press, pp. 1-23.
- 大久保圭二 (1998) 『希望のケルン—自治の中に自治を求めた藤沢町の軌跡』 ぎょうせい。
- 大住荘四郎 (1999) 『ニュー・パブリック・マネジメント』 日本評論社。
- 大本圭野 (2010) 「住民が医療の運営者であってこそ医療の再生がはじまる—岩手県藤沢町立病院の保険・医療・介護の一体化戦略を中心に—」『東京経大会誌 (経済学)』 265号, 173-252頁。
- 國部克彦 (2014a) 「会計と公共性」『企業会計』 第66巻 3号, 4-5 頁。
- 國部克彦 (2014b) 「社会環境会計と公共性—新しい会計学のディシプリン—」『国民経済雑誌』 第210巻第1号, 1-23頁。
- 佐藤元美 (2013a) 「住民との対話で作る地域医療」『週刊医学界新聞』 第3021号, 4 面。
- 佐藤元美 (2013b) 「ナイトスクールでの対話から住民の理解を得て経営は黒字—関市国保藤沢病院の20年」『機関誌 JAHMC』 第24号 8 巻, 8-11頁。
- 中澤優介 (2012) 「追求ではなく構築するものとしてのアカウンタビリティ—インテリジェント・アカウンタビリティに見る会計の役割—」『社会関連会計研究』 第24号, 69-82頁。
- 中澤優介 (2014) 「「測定できない」とはどういうことか?—ナラティブ・アカウンタビリティに見る業績評価の考察—」『六甲台論集』 第60巻 3・4 号, 43-58頁。
- 北海道開発協会 (2005) 「地域包括ケアの実践で健康と福祉の里づくり—岩手県藤沢町の取り組み—」『開発こうほう』 第506号 (2005年 9 月号), 23-28頁。
- 増子和起 (2013) 「証言と抵抗のアカウンタビリティ」『六甲台論集』 第60巻 1 号, 59-83頁。